

133かな盤を起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2017	12	11~12	自社作業場において、改築工事に使用する材料を直角二面かな盤で削っているとき、誤って左手親指の腹側が刃に接触し負傷した。	35	8	30202	1~9
2	2017	10	9~10	会社作業場内の木材加工機械の手押しカナ盤で木材22×55×2000mmを手で押し削っていた時、木材を移動させようと左手を前に出した時、左手が木材から滑り左手中指の先がカナ盤の刃に触れ、左手中指の先を負傷した。	43	8	10503	1~9
3	2017	9	11~12	木材加工用の機械（手押しプレナー）で、長さ45cm巾6cm厚1.5cmの木材を削っている時に、比較的に短く厚みが薄い木材（板状）だった為（長ければプレナーの刃の上部には手を置かない）、また回転する刃の抵抗力もあり、それを押さえつけながら（負傷者から見て前方へ）押し削っていた時に運悪く手が滑って、高速回転するプレナーの刃に触れてしまった。	38	8	30202	1~9
4	2017	9	16~17	工務店作業場に於いて、2m×105×105の木材加工中に、手がすべり回転する刃に左人差し指中指を接触し負傷する。	31	8	10409	10~29
5	2017	9	14~15	整備中、板の加工中据え付けの電動カナに手がすべり、電動カナの刃に右手中指があたり負傷したものである。	61	8	30202	1~9
6	2017	9	11~12	木材加工用ホルダーのハナ取り中、木材加工用ダストの吸い込みを確認するために加工機の刃と接触し、左母指の皮膚を欠損	55	8	10401	10~

				した。				29
7	2017	9	15~ 16	りんご木伐採作業中に、電動工具にてケガした、切った木材を加工中、右手で電動工具を持ち左手で木材を持って作業していたところ、誤って左手の親指と中指を工具の刃で切ってしまった。	69	8	60101	1~ 9
8	2017	9	13~ 14	工場改修工事現場で使用するための木材を会社敷地内で切断する作業をしているときに、電動手押しカンナに左手小指を巻き込まれて、第一関節から失ったもの。	22	8	30202	1~ 9
9	2017	8	19~ 20	自社工場で手押し鉋で加工中、安全カバーが閉まるまで材料を通さず、引き戻したときに誤って指が刃に当たり負傷した。	34	8	30209	1~ 9
10	2017	8	14~ 15	事業者の作業工場における木材の加工中の事故である。自動かんな盤使用時、木材の角がローラーの溝に引っ掛かり、進行方向に流れず反発し、勢いよく使用者の手元に戻ってきてしまい、右手を負傷した。	32	6	30202	1~ 9
11	2017	7	11~12	作業場において、修繕工事に使用する木材をカンナ機で加工中途中でカンナ機の刃を脱着していたが、誤って手を滑らせ左手の第2指、4指、5指を切傷してしまった。	70	8	30202	1~ 9
12	2017	6	9~ 10	当工場内でプレーナー（カンナ機）仕上げ作業中、材料が上刃の安全カバーを押し上げたため、カバーを定位置に戻そうとして、回転している刃物に左手の薬指が触れて負傷した。機械トラブルの時は必ずスイッチを切ってから作業するべきところを怠ったため、災害が発生した。	52	8	10409	10 ~ 29
13	2017	6	18~ 19	新築工事（元請工事）にて使用する材料（木材）を自社工場内で自動手押しカンナを使用して加工中、右手が回転する刃の部分に当たり、右手指3本を負傷した。すぐに救急車で病院へ搬送された。	45	8	30201	1~ 9
			9~	当社工場内にて、自動カンナで木を削る作業中、削っていた木				1~

14	2017	6	10	がずれて動き、その際に左手人差し指がカンナの刃に当たり切傷した。	35	8	10503	9
15	2017	6	2～3	天板加工で、手押し作業をする時に安全を怠った為、左手の薬指の先を引っかけて切創した。	69	8	10409	1～ 9
16	2017	6	14～ 15	社内作業内で、材木（1800×90×15）を手押しプレナーにて加工中に手が滑り、左手示指を切断した。安全カバーが破損し、取り外していた為に事故が発生した。	64	8	10409	1～ 9
17	2017	6	9～ 10	作業場で木材のきざみ作業中に、機械に右手（ゴム手袋着用）を巻き込まれて負傷した。	35	8	30202	1～ 9
18	2017	6	16～ 17	加工作業場にて木材の加工仕上げ作業中であった。自動手押しカンナ盤で木材を送っていたところ、木材の固い節の部分が弾けてそれを押さえようとして右手をカンナ刃に引っ掛けてしまった。	30	8	30202	1～ 9
19	2017	6	16～ 17	加工場において、3人でカンナ掛けをしていた際、電動カンナで角材を上から押しつけカンナ掛けしている最中に、木材の先端を持っていた右手が滑り、手袋のまま巻き込まれ、右手人差し指第一関節より切断した。	42	8	10401	1～ 9
20	2017	5	7～8	改築工事に使用する木材を電動カンナで加工中、誤って刃に左手が触れ負傷した。	22	8	30202	1～ 9
21	2017	5	14～ 15	工場内で手押しカンナ盤で木取りをしている時に、木材の上のせていた右手が滑り、下にある刃物に右手小指が巻き込まれた。	25	8	10409	10 ～ 29
22	2017	4	9～ 10	作業場に於いて、電気万能機手押しカンナ盤（床固定式・木材をスライドさせてカンナ仕上げする）を使用中、木材を押さえいていた左手が滑り、カンナ刃（ロータリー回転刃）に左手小指が巻き込まれ、第2関節より先が切断された。欠損した部位を接合するのは困難なため縫合処置となった。	37	8	30202	1～ 9

23	2017	4	16~ 17	社内工場で自動カンナ機で木材加工中、手元不注意で指が刃先に接触し負傷した。	64	8	30202	1~ 9
24	2017	3	9~10	自社の作業場にて、直角二面かな盤による木材寸法取りを行っているときに、一面分の作業時に不必要であった二面目の切削部を動作させたまま作業を行ってしまい、木材が送り部に弾かれた勢いで二面目の切削部に右手が触れてしまった。	64	8	30202	30 ~ 49
25	2017	3	13~14	工場で、木製下駄箱部材（長さ100cm、巾33cm、厚さ1.8cm、桧材）を手押しカンナで加工中、材料が薄いため指が滑り、親指が刃に当たり負傷した。	69	8	10503	1~ 9
26	2017	3	13~14	玄関リフォーム工事で使用する木材を自動カンナ壁を用いて加工中、材料を送っている手が誤って刃に触れ、右手の人差し指・中指・薬指を損傷した。	30	8	30202	1~ 9
27	2017	3	9~10	自社加工作業場内で木材加工中、カバーに手を掛けてしまい、右手の指が回転中の刃に接触してしまい負傷した。	27	8	10409	1~ 9
28	2017	3	17~18	会社の作業場で、木を電動押カンナ盤で削る作業中に手が滑り右手親指ひらが電動押カンナ盤の刃に触れ負傷した。	30	8	10501	1~ 9
29	2017	2	11~12	作業所内で内装工事用の木材を手押しカンナ盤で削っている時に、回転している刃に指が触れてしまい右手人差し指の先端を切傷した。	65	8	10409	1~ 9
30	2017	2	10~11	工場内で手押しカンナで、材木を加工中、誤って左手人差し指の先端がカンナに触れ受傷した。	32	8	10501	1~ 9
31	2017	1	13~ 14	工場内の「直角二面かな」（横軸歯）を使用して素材の表面加工をしていた。素材を両手で押す形で作業していたが、手がすべって左手中指が横軸歯の中に入り、左手中指つめの1/2位を切損した。安全カバーを外す状態で固定していたことが原因と思われる。	63	8	10501	30 ~ 49
				作業場にて材木の仕上げをする超仕上げかな盤の刃を交換				10

40	2016	10	8～9	工場において、発注のリフォーム工事に使用する木材加工の過程において、手押しカンナ盤を使用し、木材を削っていたところ、誤って回転する刃に左手中指を接触させ創傷を負った。	42	8	10409	1～9
41	2016	9	9～10	工場内に於いて、手押しカンナで15ミリ×38ミリ×2000ミリの木材を加工中、カンナに右手中指が触れ負傷した。	63	8	10509	10～29
42	2016	9	11～12	改修工事現場木材加工場で電気カンナで木材加工中、木材が手元から滑り電気カンナに指が刃の方へ滑り込み左手の指を裂傷した。	64	7	30202	1～9
43	2016	9	13～14	作業場においてテーブル作成用パーツのために手押しカンナ盤を使い木材を削っている際、右手で材料を押さえ過ぎていたために、右手人差指を負傷した。	29	8	10503	1～9
44	2016	9	8～9	手押しカンナ盤で作業中、おさえていた木材が横ゆれしたため、左手でおさえていた時に木材がはねあがり、刃物に指先がふれてしまった。	81	8	10401	1～9
45	2016	8	9～10	工場内で手押しカンナで木材を削っている時に、木材にそえている左手をすべらせて、刃に当たり指を削った。	35	8	10501	1～9
46	2016	8	11～12	工場で、手押しカンナにて製材加工中、手押しカンナの刃に右手人差し指、中指の先を当ててしまい負傷した。	32	8	30202	1～9
47	2016	8	17～18	事務所のトイレ改装工事に於いて、棚板を手押しカンナで加工中に、板が加工機に反発した際、刃が当たって両手指を負傷した。	32	8	30202	1～9
48	2016	8	9～10	再建工事の屋根の構造に使用する車知栓用の木材を作業場において、自動かな盤で切削加工中、木材の前方を左手で押さえ、後方を右手で押さえて押しこみ加工する際、木材がはねて、押さえていた左手が刃部に接触し負傷した。	20	8	30202	10～29
			9～	改修工事にて造作を現場にて作業中、電気カンナでたる木を加				10

49	2016	8	10	工中、押えの左手親指先を負傷した。	53	8	30202	～ 29
50	2016	7	7～8	モルダー機械を見てゴミがあったので、取ろうとして手を巻き込まれた。	24	8	10401	50 ～ 99
51	2016	7	9～ 10	木工所内において手押がんま盤にて、板材を加工中、板材が暴れ、手で押さえきれず、がんまが手に接触して負傷した。	45	7	30109	1～ 9
52	2016	7	13～ 14	作業場で、自動手押しカンナ機を使って、材木を削る際に指を負傷した。	36	8	10503	1～ 9
53	2016	7	10～ 11	工場内で機械を押した時に、急激に足に力を入れすぎたことにより致傷した。	64	19	10409	1～ 9
54	2016	6	8～9	板を削る機械の所で手で板を押しすすめている時に指が板から少し出ていたのか親指の先が機械に触れ負傷した。	59	8	10501	1～ 9
55	2016	6	15～ 16	木材を加工する作業中、手押しカンナ盤で作業をしていたところ、手元を誤って左手薬指を負傷した。	26	8	10409	10 ～ 29
56	2016	6	17～ 18	工務店の工場で、現場に使う木を加工している時、あやまって右手指を機械にはさんでしまった。	30	8	30202	10 ～ 29
57	2016	6	9～ 10	工場にて手押しかな盤で、組子の削り加工作業中、材料を上から押さえていた左手が滑り、回転中の刃に小指がふれ負傷した。	65	8	10501	10 ～ 29
58	2016	5	8～9	工場で、格子戸に使用する外材の反りを削る為カンナ盤を使い、左手に材料を持ち、カンナ盤に左手のみで押し付けて反りを削っていたとき、押し付けていた材木が、突然反発し、押し戻された反動で、左指をカンナ盤の刃に接触させてしまい負傷した。	22	8	10409	50 ～ 99

59	2016	5	9～ 10	資材工場にて、事務所改装現場に使用する、造作材の加工を自動盤で行っている際に、木材を押さえていた右手の押さえ方が悪かったため、右手環指と小指が刃に接触してしまい、指先を負傷した。	72	8	30202	1～ 9
60	2016	5	7～8	集成材工場において、仕上げモルダーでラミナ切削作業前の刃物の調整作業中、機械の奥側で砥石を調整し、手を戻すときに刃物に触れてしまい左手親指のつけ根付近を負傷した。	55	8	10401	10 ～ 29
61	2016	4	11～ 12	学園ベランダ改装工事用のベンチ、テラスを、材木店にて動力カンナで加工中、洋材を動力手押カンナで力を入れて押していたところ、洋材が倒れて、回転中の刃に右手親指の爪が触れ負傷した。	67	8	30209	1～ 9
62	2016	4	17～ 18	作業場で材料を加工している時に自動カンナで右手の人差し指の爪半分から上を削ってしまった。	24	8	30202	10 ～ 29
63	2016	4	17～ 18	小屋屋根修繕工事現場の翌日使用する木材を木工万能機で加工中、木の節で木材がはじかれ、手押鉋部にて右手中指と薬指を負傷した。	33	8	30209	1～ 9
64	2016	3	14～ 15	木工所に於いて、手押しカンナを使用して、角材にカンナ掛けをしていた処、角材を押さえていた右手を誤ってすべらせてしまい、カンナの刃に右手親指を接触させ負傷した。	39	8	10503	1～ 9
65	2016	3	13～ 14	工場内で手押しカンナ盤を使い棒材をけずる為、右手で棒材を押して行き途中で左手に持ちかえた時に、刃に左手の人差し指が当たって、負傷した。	51	8	30203	10 ～ 29
66	2016	2	11～ 12	屋敷改修工事において、天井の補修に使用する木材を、作業場で、自動カンナで加工していたところ、回転する刃に手が当たり、右手親指を負傷した。	55	8	30202	1～ 9
67	2016	2	16～	工場にて手押しカンナ機で木材を削る作業で木材を押し出した	21	8	10409	1～

			17	際、そえていた左手の小指が刃にあたり負傷。				9
68	2016	2	11～ 12	工場内で、ムラ取り二面カンナで新任の従業員が作業をしていた。切削が困難そうだった為、負傷者が刃物の巾の微調整を指導しようと、モーターのスイッチを入れた。モーター前面には手動調整用のハンドルがはめ込まれているが、モーターの回転と同時のハンドルが飛び出し、負傷者の左手甲に当たり、負傷した。	72	6	10409	10 ～ 29
69	2016	2	16～ 17	工場内で木工建具、家具製品製作中に、一人で手押カンナ盤を使い、木材を加工中に手がすべり、カンナ盤の刃先に指が触れてしまい、右手人差し指を切った。	40	8	10503	10 ～ 29
70	2016	2	16～ 17	被災者は工場の仕上げラインで中断面集成材の仕上げ作業をしていた。投入ラインのモルダー入口で次の材料が詰まって止まったので、材料を両手で掴んで押し込んだ。その際、左手の人差し指を仕上げ材料と送りロールの間に巻き込まれ負傷した。	20	7	10401	30 ～ 49
71	2016	1	9～ 10	仏壇部品の加工作業中、木材をまっすぐに整えるため、木工機（手押しかんな盤）を使用していた。右手で材を固定し削っていたところ、材の厚さが薄く固定が不安定であったため手を滑らせてしまい、刃と安全カバーの隙間に右手人さし指が入り込み刃に触れたため、指先を負傷した。	51	8	10509	10 ～ 29
72	2016	1	14～ 15	仕上モルダーで刃物の手前のローラーねじを取り替えるときに、刃物に当たり、右手の中指と薬指を切った。	44	8	10402	10 ～ 29
73	2015	12	13～ 14	四面カンナモルダーで荒材のカンナ掛作業中、荒材のサイズ変更のため機械を停止し安全カバーを開け、溜まっていたカンナくずを左手でカンナくず吸込口に寄せようとしたところ、惰性で回転刃が完全に停止しておらず、カンナくず吸込口近くにある回転刃に左手小指が当り、同部位を負傷した。	20	6	80109	10 ～ 29

74	2015	12	14～ 15	作業場にて、手押しカンナ盤で木材を加工中に、誤って回転する刃物に指がつかえ、負傷した。	29	8	30202	1～ 9
75	2015	11	9～ 10	工場で手押しカンナ盤を使用して作業中、力を入れすぎたため手がすべり、右手人差し指が刃物に当り、負傷した。	27	8	10409	1～ 9
76	2015	10	15～ 16	万能機手押し台の所で、木材を押し削りしていた。その際に左手薬指が刃に当たり負傷した。	56	8	30202	1～ 9
77	2015	8	11～ 12	工場内の手押しカンナ盤で木材を削る作業を行っている時に木材が反発し、その反動で押していた右手の中指がカンナ刃の中に入り込み負傷した。	20	8	10503	30 ～ 49
78	2015	8	14～ 15	手押カンナーで木を削っていた時に手をすべらせて、ケガをした。	51	8	10509	1～ 9
79	2015	8	12～ 13	モルダー機械で角材のモルダー加工をするため刃の調整をしていた際、誤ってモルダーの刃に右手指先が触れ負傷した。	32	8	10401	10 ～ 29
80	2015	8	11～ 12	作業にとりかかろうと電気カンナにスイッチを入れた所、作動しないため点検していた所、急に作動し、カンナの刃で左手人差し指中指を切傷した。	61	8	10402	1～ 9
81	2015	8	9～ 10	作業所で造作材を自動カンナで加工している時に、自動カンナの刃に左手の人差し指が巻き込まれて、負傷した。	58	8	30202	1～ 9
82	2015	7	16～ 17	自動手押カンナで材木を削っていて、誤ってカンナ刃に触れて手を負傷した。	60	8	30202	10 ～ 29
83	2015	6	16～ 17	モルダーを使用中かんなくずを取り除こうとした際、加工歯に誤って右手が触れ右手親指の付け根を切創した。	47	8	10401	30 ～ 49
			14～	木のテーブルを製作するため、チーク材の板を手押しカンナ盤を用いて平面に削る加工をしていた。その際、材をおさえてい				1～

84	2015	6	15	た左手を誤って滑らせ、手押しカンナ盤の刃に薬指が接触、指先を負傷した。	25	8	10501	9
85	2015	5	15～ 16	コンベアから流れてくる木材をモルダー機で加工していたところ、木材の滑りが悪くてうまく流れず、モルダーを開けて確認中、機械が完全に停止していなかったため、左手薬指と左手小指がブレナー（刃）に触れて負傷した。	60	8	10409	1～ 9
86	2015	5	8～9	工場内で手押しカンナ盤で木材をけずっている時に、手をすべらせてしまい右手中指を負傷した。	65	8	10501	10 ～ 29
87	2015	4	15～ 16	作業場で園内清掃の作業に使用する熊手10本を作成するのに、自動カンナで竹を薄く削っていた所、誤って手袋を自動カンナに巻き込んでしまい、右手小指を負傷した。	60	7	140201	100 ～ 299
88	2015	4	11～ 12	作業場においてモルダー（自動多軸かん盤）を2人で作業中に材料が途中でひっかかりその材料の角に治具をあて力をいれたとき、手がすべり回転する刃物に右中指と人差し指があたり裂傷した。	47	8	10409	10 ～ 29
89	2015	4	19～ 20	手押し加工機を使用し、材木を加工していたとき、加工する材木を押えていた右手が材木の幅が狭かったため不意に右手がすべり、手押し加工機に付いている安全カバーと材木の間に指が入り右手の中指と薬指を負傷した。	40	8	30202	1～ 9
90	2015	4	8～9	工事に使用する木製棚を作製する為、木材を加工作業中に、電動万能機（自動カンナ）の手押し盤上で木材を手で押し切削加工している際、押し出す木材の末端に左手を添えてしまい、押し出す勢いと共に、誤って左手中指薬指の2本が万能機の刃に触れ、負傷した。	29	8	30202	10 ～ 29
91	2015	2	14～ 15	作業場にて、手押しカンナで作業中に刃物部分に右手クスリ指をひっかけ指先と爪を負傷した。	73	8	10501	1～ 9

92	2015	2	9～ 10	作業場において、木材の仕込作業をするため、手押し自動カンナを用いて、角材を削っていたところ、左手中指がカンナの刃先に触れ、受傷した。	35	8	30209	1～ 9
93	2015	2	16～ 17	送りロールに付着したヤニを機械内に入り込んで送りロールを回しながらヘラで除去していた。ポケットからカッターナイフが落下したのを拾おうとして身をよじった瞬間にTシャツを上側の送りガンギロールに巻き込まれた。Tシャツに引っ張られて背中がガンギロールに接触して負傷した。	28	7	10401	30 ～ 49
94	2015	1	8～9	作業場において、破風板を同僚2人が材料の木を両端に立って手押し自動機械を使用して削る作業を行っているときに、機械の付近にたまたま立っていた被災者がカンナくずがたまっているのを見て、左手でカンナくずをはらってしまったため、刃に手が当たり、負傷した。	48	8	30202	1～ 9
95	2015	1	10～ 11	作業場において、自動手押カンナで角材加工作業中、けずりカスが機械に落ちていることに気付き、とろうとして右手中指付近を負傷した。	67	8	30209	1～ 9
96	2014	12	8～9	住宅サンルーム改修工事において、工場で自動カンナ盤で木材を削っていた際、左手が滑り左手示指の先を自動カンナ盤の刃で創傷した。	49	8	30202	1～ 9
97	2014	12	11～ 12	工場内でRオーク（幅200×長さ850）の基材を厚み10mmまでに削ろうとしたが、プレナにゴミが詰まっていた為、それを取ろうとして右手中指を負傷してしまった。	51	8	10501	1～ 9
98	2014	12	10～ 11	修繕工事中において内法材を手押しカンナで加工中ささていた左手が滑り誤って刃に触れ負傷した。	67	8	30202	1～ 9
99	2014	11	8～9	当社加工所において、サンプル用のヒバ材（30mm×100mm×400mm）を仕上げ、カンナ盤で削る作業中、カンナ盤に引っ掛かったヒバ材を右手で引っ掛かりを直そうとした時、ヒバ材が落ちてきて、そのヒバ材に押されるように右手小指をカ	56	7	30201	0

				ンナ盤のベルトコンベアとベルトコンベアの間に隙間に挟んで しまい、切ってしまった。				
100	2014	11	14～ 15	集成材工場モルダー6軸機において、プレッシャーバー（押さ え）をスパナを使って調整していたところ、手がすべり、機械 を停めていなかったために、回転中の刃物に右手が当たり受傷 した。	42	8	10401	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例（-2017年）](#)に戻る。